

平成24年度 第11回 教育研究評議会議事概要

日 時 平成24年10月19日(金) 16:15~17:40

場 所 事務局 特別会議室

出席者 別紙のとおり

議 題

1. 国立大学法人福岡教育大学諸規程の制定及び一部改正について

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) 福岡教育大学教育総合研究所運営規程(制定) | (議題1(1)の別紙) |
| (2) 国立大学法人福岡教育大学運営規則(一部改正) | (議題1(2)の別紙) |
| (3) 福岡教育大学学則(一部改正) | (議題1(3)の別紙) |
| (4) 福岡教育大学センター等運営部規程(一部改正) | (議題1(4)の別紙) |
| (5) 国立大学法人福岡教育大学運営企画室規程(一部改正) | (議題1(5)の別紙) |

理事(企画・教育研究・附属学校担当)から、教育学部附属教育実践総合センター及び同特別支援教育センターを統合して設置される教育総合研究所の運営に関する事項を定めるため、(1)「福岡教育大学教育総合研究所運営規程」を制定することについて、別紙に基づき、説明があった。

また、同統合・設置を行うことに伴い(2)~(5)の学内規則を一部改正すること、また副学長(学生指導・学生支援担当)を学生・就職支援室の室員とするために(5)「運営企画室規程」を一部改正することについて、資料に基づき、説明があった。

評議員から、「教育総合研究所運営規程」に関して、以下のような意見等があった。

- ①研究部門を新設、統合及び名称変更する際は、どのように取り扱う規定になっているか。
- ②教育担当教員は、通算任期の上限を設けないのか。
- ③専任の教育担当教員が置かれる、「当分の間」はどのくらいか。

学長、理事(企画・教育研究・附属学校担当)及び理事(総務・財務担当)から、以下の説明があった。

- ①部門は、組織検討の際に議論のうえで規定した5つに絞っているため、変更を要する場合は、本規程の一部改正が必要である。
- ②教育担当教員になるために講座主任の承諾を要することで、過度な負担となるような再任は抑制されると考えており、特に上限は規定していない。
- ③「当分の間」とは、1年程度を想定している。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

2. センター再編等に伴う平成24年11月1日付け人事異動について (議題2の別紙)

- (1) 教育学部附属教育実践総合センター教授を生活総合教育講座の教授とすることについて
- (2) 教育学部附属教育実践総合センター准教授を幼児教育講座の准教授とすることについて
- (3) 教育学部附属教育実践総合センター准教授を学校教育講座の准教授とすることについて
- (4) 教育学部附属特別支援教育センター教授を教育総合研究所附属特別支援教育センター教授とすることについて
- (5) 教育学部附属特別支援教育センター准教授を教育総合研究所附属特別支援教育センター准教授とすることについて

理事(企画・教育研究・附属学校担当)から、教育総合研究所の設置に伴う、平成24年11月1日付けでの人事異動について、資料に基づき、説明があった。

教育学部長から、教育学部附属ではない教育総合研究所附属のセンター所属の教員が、引き続き教授会構成員となることを教授会議長団により確認し、教授会に報告している旨、説明があっ

た。

審議の結果，了承し，役員会へ付議することとした。

3. 教員採用人事の公募条件等について (議題3の別紙)

理事（企画・教育研究・附属学校担当）から，英語教育講座の教員採用の再公募について，資料に基づき，説明があった。

審議の結果，了承された。

4. 平成25年4月1日付け教職大学院実務家教員候補者の選考について

学長及び理事（企画・教育研究・附属学校担当）から，教職大学院に福岡県教育委員会から派遣されている実務家教員1名の任期満了及び教職大学院特任教授2名の定年退職に伴う後任の選考について，福岡県・福岡市・北九州市教育委員会からの候補者選出又は推薦書類が提出され次第，教員資格審査を開始したい旨，説明があった。

審議の結果，了承された。

5. 教育組織の見直しに係る設置報告書について (議題5の別紙)

学長及び理事（企画・教育研究・附属学校担当）から，教育組織見直しに係る設置計画の事前伺いで文部科学省から付された要望意見について，資料に基づき，説明があった。

また，要望意見への対応は，今後の各教育課程のスタンダード等再検討の中で行う旨，説明があった。

審議の結果，了承し，役員会へ付議することとした。

6. 平成25年度カリキュラム改訂について

- (1) 小学専門科目9科目の必修化 (議題6(1)の別紙)
- (2) 平成25年度以降の教育実習システム (議題6(2)の別紙)
- (3) 平成25年度カリキュラム改訂にかかる科目の精選 (議題6(3)の別紙)

副学長（教育組織・カリキュラム改革担当）から，(1)小学専門科目9科目を必修科目としたカリキュラムを編成すること，(2)平成25年度以降，初等教育及び特別支援における教育実習期間の3週間化及び研究実習の内容の見直しを行うこと，(3)可能な限り専任教員が責任を持つカリキュラム編成とするため，開講科目を精選したカリキュラム改訂を進めることについて，資料に基づき，説明があった。

評議員から，教育実習期間の短縮については，現行に問題があるとしても3週間へ短縮するよりはよいとの意見があった。

教育学部長から，教授会での意見聴取・審議の結果，期間は短縮されるが，それを補うための様々な措置を取ることを前提に期間短縮が了承されたので，認めてもらいたい旨，発言があった。

審議の結果，了承し，役員会へ付議することとした。

報告事項

1. 「ミッションの再定義」について (報告事項1の資料)

学長及び事務局長から，「ミッションの再定義」のために文部科学省へ提出すべき資料，日程，作成上の注意点などについて，資料に基づき，報告があった。

2. 福岡教育大学大学憲章（案）について

（報告事項2の資料）

学長から、大学憲章(案)策定の経緯及びパブリックコメントの実施について、資料に基づき、報告があった。

3. 研究開発推進室の取組について

（報告事項3の資料）

理事（企画・教育研究・附属学校担当）及び副理事（研究プロジェクト担当）から、研究開発推進室の取組状況について、資料に基づき、報告があった。

4. 教育総合研究所所長について

学長から、平成24年11月1日付設置の教育総合研究所所長として副学長（教育組織・カリキュラム改革担当）を指名する予定である旨、報告があった。

その他

1. 平成25年度以降の学芸員養成課程について

教育学部長から、教授会が了承している「平成25年度以降の学芸員養成課程について」が、今回の議題として上げられなかった理由について質問があり、学長から、放送大学との単位互換制度を利用して必要科目を受講させ、資格取得を可能とする方針（案）については了解しているが、受講料の取扱いが明確になっていないので、大学負担の具体的方法等の検討を役員会で行った後、10月中に改めて臨時の教育研究評議会を開催し、諮る予定である旨、説明があった。

2. 次回の開催日程について

次回の会議を、10月中に、臨時開催することとした。（日程未定）

説明資料等

- 議題 1 (1) の別紙 ・ 福岡教育大学教育総合研究所運営規程 (案)
- 議題 1 (2) の別紙 ・ 国立大学法人福岡教育大学運営規則新旧対照表
- 議題 1 (3) の別紙 ・ 国立大学法人福岡教育大学学則新旧対照表
- 議題 1 (4) の別紙 ・ 福岡教育大学センター等運営規程新旧対照表
- 議題 1 (5) の別紙 ・ 国立大学法人福岡教育大学運営企画室規程新旧対照表
- 議題 1 の資料 1 ・ 教育総合研究所設置に伴う学内規則制定・改廃一覧 (平成 24 年 1 月 1 日施行)
- 議題 1 の資料 2 ・ 国立大学法人福岡教育大学学内規則等の制定改廃に関する規程
- 議題 2 の別紙 ・ センター再編等に伴う平成 24 年 1 月 1 日付け人事異動について
- 議題 3 の別紙 ・ 教員採用の公募について (依頼)
- 議題 3 の資料 ・ 英語教育講座教員公募の再公募について (お願い)
- ・ 員採用の公募条件 (原案) について
- 議題 5 の別紙 ・ 事前伺いの結果について
- 議題 6 (1) の別紙 ・ 小学専門科目 9 科目の必修化について (案)
- 議題 6 (2) の別紙 ・ 初等教育実習 (前期 1 週間) の在り方及び研究実習等のみなおしについて
- 議題 6 (3) の別紙 ・ 平成 25 年度カリキュラム改訂にかかる科目の精選について (案)
- 報告事項 1 の資料 ・ 「ミッションの再定義」について
- ・ 国立大学法人のミッションの再定義に関して提出が必要な書類
- 報告事項 2 の資料 ・ 福岡教育大学憲章 (案)
- ・ 福岡教育大学憲章 (案) に対するパブリックコメント実施要領
- 報告事項 3 の資料 ・ 研究開発推進室の取り組みについて